

国際・国内動向

なければならないということである。

これらはどれ1つとっても容易な課題ではないし、また、激動する今日の状況下において、要求や労働者状態の調査、それをふまえた政策提言などのとりくみ強化が求められている。研究者の皆さんとの協力・共同をさらに強めることが重要だと考えているところであり、率直な

意見や批判、提言等をお願いしたい。

(注) 問題提起について詳しくは『月刊全労連』各号を、7月号では新世紀春闘の「光と影」を特集しているので参照してほしい。

(ばんない みつお・会員・全労連事務局長)

イギリス＝最低生活費の算定と制度要求

北条 隆

最低生活費の算定は古くて新しい問題である。

イギリスに限ってもB. S. ラウントリーは、イングランド北部のヨーク市を対象に食糧費などをもとに最低生活費（貧困線）を算定し、これ以下の収入で暮らす現役労働者の世帯が28%にのぼる事実を明らかにしている。20世紀初頭のことである。(B. Seeböhm Rowntree, A Study of town life, Macmillan, 1901, 長沼訳『貧乏研究』干城, 1975年)。ラウントリーのヨーク調査から40年ほどのちに W. ベヴァリジは、イギリス福祉国家の礎となる報告書 (Social insurance and allied services, reported by W. Beveridge, 1942, 山田監訳『社会保険および関連サービス』至誠堂, 75年) の中で社会保険の6つの原則のひとつとして「適正な給付額」を掲げ、これを「一般に正常な場合には他の資産がなくてもこの額だけで生存に必要な最低所得を保障するに十分である……」と位置づけたうえで、諸給付の額を具体的に定める。ベヴァリジの提案は、最近の研究によって明らかにされたように最低生活費に関する独自の調査や算定をもとにするわけではなく、当時の連立政府の既に決定した諸給付の額を推論したにすぎない。しかし、後者の決定が、最低生活費の算定にもとづくことを考えれば、ベヴァリジの提案も最低生活費をよりどころにする、といつてよい。

最近では、高齢者の団体として良く知られて

いるエイジ・コンサーン・イングランド (ACE) が、キングス・カレッジの研究チーム (FBU) に委託して算出した成果がある。これによれば高齢者が「質素でありながらそこそこの生活様式」 (a modest but reasonable life-style) を維持するには週に少なくとも150ポンドの収入を要するとしたうえで、この水準を超す収入の年金生活者は、単身者に限っていざばわずかに4人に1人にすぎない、と結論づける (97年)。

ところで、イギリス政府は、年金改革に関する社会保障省の報告書をもとに「抜本的で新しい」と銘うつ年金政策について提案する (98年)。これによれば「全ての個人は、老齢退職期に適正な額の収入 (a decent income) を保障される」として、単身の年金生活者について週75ポンド、夫婦の年金生活者に同じく116ポンドの給付額が提示される。

いうところの「抜本的で新しい」年金政策について、ただちに3つの疑問が生ずる。まず、老齢退職期における適正な額の収入とはいかほどであろうか。さらに、単身の年金生活者が貧困状態を避けて暮らすうえで週75ポンドの年金は十分な額であろうか。最後に、夫婦の年金生活者が貧困状態に陥らずに生活するうえで週116ポンドの金額は十分な年金といえるであろうか、これらの疑問である。キングス・カレッジの研究チームによる研究報告書 (Hermione Parker, Low cost but acceptable incomes for older

people, a minimum income standards for households aged 65-74 years in the UK, The Policy Press, 2000, pp. 1-166 + i-xxiv) は、これらの疑問に答えるために65-74歳層の最低生活費について独自に算出し、これを抛りどころに年金を含む公的諸給付の改善について提言する。

65-74歳層の最低生活費の算出に当ってまず問題になるのは、生活水準である。ラウントリーは、すでにしばしば紹介されてきたように「単に身体的な健康の維持に要する最低限の出費」を最低生活費と定めたうえで、これにみたない収入の階層を「第一次貧困のもとに暮らす人々」と定義する。ラウントリーにあっては食糧をはじめ衣類、住居及び燃料などを必要な出費として認めるにすぎない。この定義に対しては、第二次大戦の終了後程なくして批判が寄せられる。たとえば、アメリカの連邦労働省は、1946年の

労働者家計の調査に当ってラウントリーの定義を批判的に意識したうえで、「ささやかであるが不自由のない」(modest-but adequate, MBA) 出費をまかなうに足る収入を基準として採用する。いうところの「ささやかであるが不自由のない」出費とは、「健康はもとより能率、子供の養育あるいはコミュニティにおける諸活動への参加に必要で広く一般におこなわれている」出費である。

ラウントリーの定義への批判とこれに代わる基準の提示は、キングス・カレッジの研究チームによってもなされる。次のようにである。65-74歳層の高齢者が「社会的な標準に照らして見苦しくない社会生活を送る」ことこそ重要であって、最低生活費は、アメリカの連邦労働省によって最初に開発された先の基準(MBA)、あるいは、これに類似の「低いが受入れられる」(low cost but acceptable, LCA) 生活水準を

表 高齢者の最低生活費—現行給付額と独自の算出額との比較⁽¹⁾

(単位：ポンド)

	現行の制度と給付額		算出額 (低いが受け入れられる額、LCA (C))	差額 ((B)-(C))
	国民保険の基礎年金額(A) ⁽²⁾	所得補助(B)		
単身 女性				
借家 (a)	64.70	100.93	121.42	△10.49
持家 (b)	64.70	78.92	98.59	△19.67
単身 男性				
(a)	64.70	100.93	125.30	△14.37
(b)	64.70	78.92	102.48	△23.56
夫婦				
(a)	103.40	161.69	184.14	△22.45
(b)	103.40	120.32	148.58	△28.26

(出所) Hermione Parker, Low cost but acceptable incomes for older people, a minimum income standards for households aged 65-74 years in the UK, The Policy Press, 2000, pp. 70-71より作成。

(注) (1) 1999年1月時点の金額である。

(2) 64.70ポンドはカテゴリーA、103.40ポンドはカテゴリーAとBの合計である。

国際・国内動向

もとに算定されてしかるべきである。

キングス・カレッジの研究チームのいう「低い」が受け入れられる」生活水準とは、高齢者の身体的なニーズはもとより心理的ならびに社会的なニーズを考慮して定義される。健康的で高齢者の好みにあう食事や居心地の良い住居などは、もとより必要である。しかし、高齢者に「受け入れられる」生活水準は、これらだけをもって構成されるわけではない。高齢者の社会的な参加を可能にする出費、たとえば子供や孫への贈り物、誕生日やクリスマスの際の外出あるいは友人とのパブでの語らいなどにかかわる経費も高齢者に「受け入れられる」生活水準の一部を構成する。さらに、慢性的なストレスを避けるための経費も必要な出費の一部である。

キングス・カレッジの研究チームは、高齢者にとって「低い」が受け入れられる」生活水準の構成要素をこのように定義したうえで、最低生活費の算定をおこなう。対象地域は、ヨーク市が選ばれる。その理由は明白である。ヨーク市は、生活水準に関する諸指標の多くにおいて驚くほど全国平均に近い実績を示すからである。算定に当たって利用される資料は、政府の定期調査に限っても『家計調査』(FES)をはじめ『国勢調査』(GHS)、『輸送調査』(TS) など6つの調査におよぶ。この他に消費者協会のおこなった市場調査なども利用される。

キングス・カレッジの研究チームによる算定作業の結果とこれに照らした現行給付額の改定にかかわる提言は、表の通りである。表中に示される結果をやや要約して述べるならば、次のようにいえよう。

第1に、65-74歳層高齢者の最低生活費は、借家住いの場合に週121.42ポンド(単身女性)、同じく125.30ポンド(単身男性)、184.14ポンド(夫婦)である。持家の場合について順に98.59ポンド、102.48ポンド、148.58ポンドである。

第2に、社会保障制度のひとつとして現に存在する所得補助(IS)の給付額は、上に示す最低生活費に較べると、借家住いの場合に週10.49ポ

ンド(単身女性)、同じく14.37ポンド(単身男性)、22.45ポンド(夫婦)、持家の場合に順に19.67ポンド、23.56ポンド、28.26ポンド、いずれも下まわる。

第3に、国民保険の基礎年金として給付される額は、上に示す最低生活費に較べるとたとえば借家住いの場合に週56.72ポンド(単身女性)、60.60ポンド(単身男性)、80.74ポンド(夫婦)、いずれも低い。

第4に、基礎年金の受給者は、単身世帯と夫婦世帯のいずれにおいても貧困に陥る可能性がとりわけ高い。これを避けるためには、基礎年金の大幅な引き上げが求められる。

政府は、「抜本的で新しい」年金政策にそって基礎年金を週75ポンド(単身者)もしくは同じく116ポンド(夫婦)に引き上げるならば、高齢者の貧困状態への転落を防ぐことができる、と述べる。しかし、政府は、週75-116ポンドによって購入できる財貨やサービスの内容を明らかにしていない。

エイジ・コンサーン・イングランドなど的高齢者団体は、キングス・カレッジの研究チームの研究成果を抛りどころに高齢者の生活費や生活水準をめぐる議論を呼びかけるとともに、基礎年金や所得補助の引き上げを求めて運動に乗り出している。

(ほうじょう たかし 労働問題研究者)